

高齢者は3つの大きな不安「お金」「健康」「孤独」を持っているといわれています。悪質業者はそこに付け込んで言葉巧みに不安をあおり、親切にして信用させ、大切な財産を狙っています。うまい話、優しい言葉には特に用心してください。

被害を防ぐには、手口を知っておくことが大切です。

【電話勧誘販売】食品や美術品の販売、金融商品やマンションの販売など、商品は多岐にわたります。

**手口** 不意に電話をかけてきます。また、「今だけお得です」と商品の購入を勧めたり、もうけ話などを持ちかけます。

**対応** 必要ないものは「買いません」「契約しません」とはっきり断りましょう。

**【当選商法】**  
**手口** 「当選した」「景品が当たった」「あなただけが選ばれた」などと特別感を強調して近づき、商品やサービスを販売する手口です。

**対応** 応募した覚えのない当選通知が来た場合、確

実に悪質商法ですので無視しましょう。

【送りつけ商法】よくある事例は、「カニは好きですか」と突然電話がかかってきて「はい」と答えると、後日カニが送られてくるというもの。あいまいなやりとりで申し込みをしたように思わせ、代金を支払わせようとしています。

**対応** 一度代金を支払うと、お金を取り戻すことが困難なので、安易に支払わないようにしましょう。

【薬効をうたった商法】  
**手口** 「血圧が下がる」「糖尿病に効く」「ガンが治った」など、薬事効果をうたって健康食品などを販売する商法です。

**対応** 医薬品でなければ「病気が治る」など薬事効果をうたうことは禁じられています。

【点検商法】主な商品は布団、浄水器、住宅リフォームなどです。  
**手口** 点検と称して訪問し「水が汚れている」「ふとんにダニがいる」「このままで危険」などと不安をあおり、商品やサービスを販売し

# 高齢者を狙う悪質商法にご注意を



害にあつても誰にも相談しない」ことから被害が拡大することがあります。

## ダメされないためのポイント

- ◎すぐに契約しない。家族や周りの人に相談しましょう。
- ◎日頃からこういったトラブルについて、家族で話し合いをしておく。
- ◎一人暮らしの高齢者とは連絡を密にとる。
- ◎次々と手口が変わっている。惑わされないように。

！ 身近な高齢者が消費者被害にあっている  
おそれがある場合はご相談ください

ご相談・お問い合わせ先  
 ・徳島県消費者情報センター 消費生活相談  
 電話 088-623-0110  
 ・三好市商工政策課 消費者行政担当  
 電話 72-7645

## 年末年始のお休みにについて

### ■ごみの収集

■年末年始のお休み  
 平成23年12月29日(木)～  
 平成24年1月3日(火)

**注意**  
 ▼清掃センターへ直接搬入される場合は、12月29日(木)9時～12時、13時～16時で搬入を受け付けます。清掃センターへ電話してから自己搬入してください。この場合、処理手数料がかかる場合がありますので、詳しくは清掃センターへお問い合わせください。事業系ごみの搬入はできません。

▼お住まいの地域のごみ収集日の年内最終日をご確認のうえ、お早めにお出しください。

▼収集日以外の日や、年末年始のごみ収集お休み期間中に出されたごみは、カラスなどの格好のエサとなり、



集積所周辺が汚される恐れがありますので、ご家庭で保管し、1月4日(水)以降の収集日に出すようにしてください。

**お問い合わせ先**  
 三好市環境課  
 電話 72-3436  
 みよし広域連合清掃センター  
 電話 72-0006

### ■し尿の収集

■年末年始のお休み  
 平成23年12月29日(木)～  
 平成24年1月3日(火)

**注意**  
 ▼年末は非常に混み合います

## 祝日のごみ収集について

12月、1月の祝日のごみ収集は次のとおりです。

**収集日**  
 ▼平成23年12月23日(金・祝)  
 ▼平成24年1月9日(月・祝)

**収集するごみ**  
 燃やすごみ  
**収集する地域**  
 前記の各曜日の燃やすごみ

ので、年内に汲み取りを希望される方は、できるだけ早めに汲み取り依頼の申し込みをしてください。

▼年始は平成24年1月4日(水)から平常通り収集を行います。

**お問い合わせ先**  
 みよし広域連合浄化センター  
 電話 78-2167

### ■池田火葬場・祖谷火葬場

平成24年1月1日はお休みさせていただきます。

**お問い合わせ先**  
 三好市環境課  
 電話 72-3436

## 収集地域

**注意**  
 ▼朝8時までにお出しください。燃やすごみ以外のごみは出さないでください。

**お問い合わせ先**  
 三好市環境課  
 電話 72-3436

## 猫による迷惑をなくすために ご協力ください

猫に限らず、飼っている動物の数がふえすぎると適切な世話が行き届かず、動物自体を苦しめ、糞尿や鳴き声などで地域住民にも迷惑となります。ふえすぎた猫をめぐり地域のトラブルは全国各地で多数発生し、裁判にもなっています。

■猫は人と暮らすように変化した動物で、自然に生きる野生動物ではありません。  
 ■猫は1回の出産で4～8頭の子猫を産み、1年に2～4回の出産が可能です。

のら猫に餌を与え、地域に迷惑を及ぼすほど数をふやしてしまうのは、社会通念上からも無責任といえるのではないのでしょうか。

餌を与えるのであれば、飼主としての責任を持ち、糞尿のしまつをして、不妊去勢手術をうけさせましょう。責任が持てないのであれば、のら猫にエサを与えるのはやめましょう。

◎動物を捨てることは犯罪です。愛護動物の遺棄は50万円以下の罰金に処せられます。

◎飼主は、動物の臭いや糞、鳴き声などで人に迷惑をかけるないようにしましょう。

◎糞の不始末は、飼主の責任です。必ず片付けて、公園や道路、他人の土地を汚さないようにしましょう。

◎飼主は、動物の繁殖予定がないのであれば、不妊去勢手術を受けさせましょう。



無責任に、のら猫にエサを与えないでください。のら猫が地域にいついってどんなにふえていきます。

**お問い合わせ先**  
 三好市環境課  
 電話 72-3436  
 三好保健所  
 電話 72-1121



## 農業振興地域整備計画 説明会について

三好市では農振農用地と耕作放棄地などに対するご意見を農家の皆様からお伺いし、新たな農業振興地域整備計画を策定するため、市内各地で説明会を実施します。

平成23年12月・平成24年1月の説明会は下記の日程となります。多数、ご出席ください。

### お問い合わせ先

三好市農業振興課 ☎72-7617

日時	場所
12月14日 19時	西祖谷総合支所
12月16日 19時	東祖谷総合支所
1月12日 19時	山城町公民館
1月17日 19時	池田総合体育館
1月19日 19時	井川総合支所
1月26日 19時	三野町公民館



三好市農業委員会では、毎年1月1日現在で、農業委員会選挙人名簿の更新を行っています。そのため農家の皆さんには、毎年申請をしていただいています。(選挙人名簿登録申請書は12月下旬発送予定です)

## 農業委員会より選挙人名簿の登録申請をお願いします

次の登録要件をすべて満たしている方は、必要事項を記入のうえ、平成24年1月10日までに、三好市農業委員会に提出してください。

### ◆登録資格要件

- ①平成24年1月1日現在、三好市に住所を有する方
- ②平成24年3月31日(名簿確定日)現在において、満20歳以上の方(平成4年4月1日以前に生まれた方)
- ③次のいずれかに該当する方  
(ア)10アール以上の農地を耕作している方  
(イ)アの方と同居している親族または配偶者の方で年間

次のおおむね60日以上耕作に従事している方  
農業経営者(主たる耕作者)の変更について  
転出、転居、死亡などの理由で、世帯における経営者(主たる耕作者)が代わる場合には、経営者変更の届出が必要です。農業委員会において、届出をお願いします。  
ご不明な点がございましたらお問い合わせください。  
三好市農業委員会事務局  
☎72-7621

## 辻の町並み調査が始まります



【辻の町並みがわかる古い写真や地図を探しています】

12月から井川町辻地区の町並み調査が始まります。三好市が目指す「歴史と文化が息づく個性豊かなまちづくり」の一つとして取り組むもので、辻地区や井川町の活性化、辻の町並みの魅力の再発見などに役立てることを目的としています。  
今年度(平成24年3月まで)は、まず1次調査として、辻地区に現在、どのような建物(古い建物や特徴的な建物など)が残っているのか、現況調査を行います。調査の方法は、各建物を外観から見た様子で判断し、構造別(木造、非木造、平屋、二階建てなど)、種類別(うだつの有無など)、年代別(明治、大正、昭和など)などに分類し、分布図などにまとめていきます。また、建物の現況調査と合わせて、辻の伝統

的な町並みがどのように形成されてきたのか、古い資料などをもとにその歴史を調べていきます。  
調査は、三好市から委託を受けた「井川町辻地区町並み調査委員会」のメンバーで、これまでも他の地域で町並みの調査や研究に携わった専門家や建築士の方々のほか、辻の歴史について長く調査や研究に携わってこられた地元有識者の方々などにもお願いして行います。  
辻の昔の写真、古い地図を探しています  
井川町辻地区町並み調査委員会では、今回の町並み調査に有効活用をさせていただく目的で、辻地区の昔の町並みがわかる写真や古い地図などの資料を探しています。昔の写真などをお持ちの方で委員会にお貸しいただける方は、お手数ですが委員会事務局までご連絡ください。お預かりした写真などは責任をもってお返しさせていただきます。  
皆様方の調査へのご理解とご協力をお願いいたします。  
お問い合わせ先  
井川町辻地区町並み調査委員会事務局  
(三好市教育委員会文化財課内)  
〒778-0003  
三好市池田町サラダ1737-1  
電話 72-3910

## 文化財指定書と登録プレートが 11月17日に交付されました



◀平成23年9月27日付けで、三好市指定天然記念物に指定された、井川町の「下久保のエドヒガンザクラ」の所有者の福島利雄さんと管理者のエドヒガンザクラ保勝会の近藤吉正会長に対し、11月17日、三好市教育委員会の倉本教育長より文化財指定書が手渡されました。



◀平成23年10月28日付けで、国の登録有形文化財に登録された箸蔵寺の「高灯笼」「手水舎」「中門」「仁王門」の4件の建造物について、箸蔵寺の佐藤盛仁住職に対し、登録証と登録プレートが手渡されました。

## 平成24年度 三好市奨学生 募集



三好市奨学金制度は、経済的理由により修学が困難な方に対して奨学金を貸与することにより、修学の機会を確保し、もって人材を育成することを目的としています。次のとおり募集を行います。

### ■貸与条件

- ①三好市内に住所を有する父または母の子であること。ただし、父および母が共にいない方については、本人が三好市内に住所を有すること
  - ②高等学校、高等専門学校、大学、短期大学または専門学校に在学する方(平成24年4月を基準とし、在学予定の方を含む)
  - ③経済的理由により修学が困難と認められる方
- 奨学金貸与の流れ  
経済的理由から奨学金の貸与を希望される方は、申請手続きをする必要があります。申

請者は奨学生選考委員会により審査し、採用候補者を決定します。

### ■奨学金の貸与額(月額)

高等学校1万2千円、高等専門学校2万1千円、大学・短期大学・専門学校4万4千円

### ■貸与開始

平成24年4月1日

※5月、7月、10月、1月の各月末に3か月分を合算して、指定された奨学生本人名義の口座に振り込みます。

### ■貸与期間

在学する学校の正規の最短期間。業年限が修了するまでの期間。

### ■奨学金の返還

貸与終了後1年を据え置き、その後10年以内に返還します。

### ■申請方法

指定の申請書類を提出していただきます。募集要項と申請書類一式は、左記までお問い合わせいただければ送付いたします。また、三好市教育委員会ホームページ(<http://www.miyoshi.ed.jp/>)よりダウンロードすることも可能です。

### ■募集締切日

平成24年3月12日

### ■お問い合わせ先

三好市教育委員会学校教育課  
☎72-3555